

# 令和8年度栗山町先進不妊治療費等助成事業のご案内

## 【 先進不妊治療 】

栗山町では、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施した医療保険適用外の『先進不妊治療』に要した治療費及び交通費を助成します。

### 対象となる方

次のすべてに該当する方

1. 婚姻している夫婦(事実婚を含む)のいずれかが、申請日において、栗山町内に住所があること
2. 治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満であること
3. 治療を開始した日が令和5年4月1日以降であること
4. 町税および使用料などの滞納がない世帯であること
5. 他の市町村において、先進不妊治療の助成を受けていないこと

医療保険適用の「生殖補助医療費」の助成は、別途申請が必要です。



### 対象となる治療

先進医療実施機関として、厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で行われている治療が対象です。

#### 先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療(令和5年12月1日現在)

子宮内膜刺激術(SEET法)	タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
二段階胚移植術	子宮内膜擦過術(子宮内膜スクラッチ)
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術(PICSI)	子宮内膜受容能検査1(ERA)
子宮内細菌叢検査1(EMMA/ALICE)	子宮内細菌叢検査2(子宮内フローラ)
子宮内膜受容検査2(子宮内膜受容期検査)(ERpeak)	強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術(IMSI)
膜構造を用いた生理学的精子選択術(Zymot)	タクロリムス投与療法
着床前胚異数性検査	

※厚生労働省が告示している先進医療は、今後追加される場合がありますので、ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ

(先進医療を実施している医療機関の一覧)



### 助成内容

#### ● 治療費

1回の医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進不妊治療につき、先進不妊治療に要した検査・治療費自己負担額の全額とします。

治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	1子につき通算6回まで
40~43歳未満	1子につき通算3回まで

#### 【1回の治療】

治療計画を作成した日(治療期間初日)から妊娠確認もしくは医師の判断で治療を終了した日(治療終了日)までのことです。

#### ● 交通費

- ・距離区分に応じ、交通費に要した自己負担額とし、下表の助成額を上限とします。
- ・1回の治療につき、受診5回まで助成します。

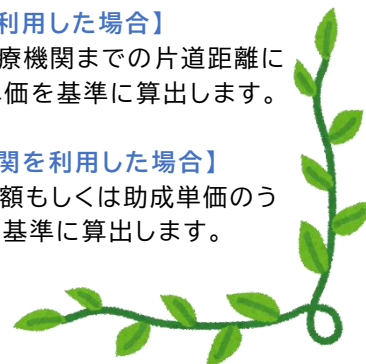
距離区分 (自宅から医療機関の距離)	助成額(往復) R8.3.31までの治療	助成額(往復) R8.4.1以降の治療
25km以内	対象外	対象外
25kmを超えて 50kmまで	1,430円	1,840円
50kmを超えて 75kmまで	2,450円	3,180円
75kmを超えて100kmまで	3,200円	4,040円
~	~	~
275kmを超える	10,180円	12,540円

#### 【自家用車を利用した場合】

自宅から医療機関までの片道距離に応じた助成単価を基準に算出します。

#### 【公共交通機関を利用した場合】

領収書の金額もしくは助成単価のうち低いほうを基準に算出します。



## 申請に必要な書類

下記の書類を添えて、町住民保健課健康推進グループへ申請してください。

	必要な書類	備考
1	栗山町先進不妊治療費等助成事業申請書及び申請金額内訳書	申請の際に窓口でお渡しします 町ホームページからダウンロードすることもできます
2	先進不妊治療費等助成事業受診等証明書	治療終了後に治療を受けた医療機関へ作成を依頼してください 作成にかかる文書料は助成の対象になりません
3	領収書及び明細書の写し	治療期間内の対象となる全ての領収書及び明細書が必要となります
4	公共交通機関の領収書の写し または、自宅から医療機関までの経路がわかる書類	経路がわかる書類はGoogleMap等を活用してください
5	本人確認書類の写し	マイナンバーカード、運転免許証など
6	申請者の振込先口座がわかるものの写し	通帳・キャッシュカードなど
7	戸籍謄本 ※該当者のみ	夫婦が別世帯または事実婚の場合、提出してください
8	事実婚関係に関する申立書 ※該当者のみ	事実婚の場合、提出してください

医療保険適用の  
「生殖補助医療費」の助成は、  
別途申請が必要です。



## 申請期限

- 1回の治療ごとに、治療が終了した日から60日以内に、申請をしてください。
- 治療が終了した日の属する年度内に申請してください。  
※3月末に治療が終了するなど、申請期限が間に合わないことが見込まれる場合は、町住民保健課健康推進グループ(電話:0123-73-2256)まで、必ずご連絡下さい。

## 申請・問い合わせ先

栗山町 住民保健課 健康推進グループ 窓口③番

住所：〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地

電話：0123-73-2256(直通)

『不妊・不育に関する相談』

### ★不妊専門相談センター

医師が不妊症や不育症に関する専門的な相談に応じています。

旭川医科大学病院産婦人科(電話:0166-68-2568)

面接(予約制)・電話相談 毎週火曜日

### ★女性の健康サポートセンター

保健師等が女性のライフサイクルに応じた様々な悩みや不安に対して、広く相談を受けています。

全道26ヶ所の各道立保健所 面接(予約制)・電話相談

